

1

本ガイドライン委員会の考え方

本ガイドラインは、治療中止に関する論点も含んでいるため、法的な責任に発展する可能性のあるケースにも言及している。しかし、法的な検討は、個別具体的な事実関係に基づき、専門家の指導の下で行うべきものであるから、本ガイドラインも一定の考え方を示すに留まり、法的責任が免除される行為規範を具体的に示すものではない点に留意されたい。また、上記の理由により、本ガイドラインは裁判等に引用されることを想定していないことを付言する。なお、具体的な行為規範を示すことができない理由は以下のとおりである。

- 1) 終末期医療の法的側面についてはいまだ十分に検討されておらず、今後異なる方向性の議論が展開される可能性がある。
- 2) 現段階では、法学者の間でのコンセンサスを提示することが難しい（輸液療法は生命維持の最低限で中止は許されないという意見がある）。
- 3) 法的な限界を示すことにより、医療者が過度に法的見解に寄りかかったり、逆に萎縮効果を生じる可能性がある。したがって、法的ガイドラインの示し方そのものについて検討の余地がある。
- 4) 本ガイドラインは、医師個人の裁量権を規制するものではなく、かつ医事紛争や医療訴訟の資料として用いることはガイドラインの目的から逸脱するものである。そのため本ガイドラインは、裁判等に引用されるべきものではないことに留意されたい。

なお、本ガイドライン第1版（Web）が公表されてから今日までにいくつかの終末期のガイドラインが発出されているので、その主要なものをここに記載する。

- ・厚生労働省の指針：終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン、同：終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン解説編（2007年5月）
- ・日本医師会の指針：日本医師会第X次生命倫理想談会．終末期医療に関するガイドライン（2008年2月）
- ・日本学術会議の指針：日本学術会議臨床医学委員会終末期医療分科会．終末期医療のあり方について—亜急性型の終末期について（2008年2月14日）
- ・救急医療のガイドライン：
 - 1) 日本集中治療医学会．集中治療における重症患者の末期医療のあり方についての勧告（2006年8月28日）
 - 2) 日本救急医学会．救急医療における終末期医療に関する提言(ガイドライン)（2007年11月5日）
- ・全日本病院協会のガイドライン：全日本病院協会終末期医療に関するガイドライン策定検討会．終末期医療に関するガイドライン—よりよい終末期を迎えるために（2009年5月）